

「令和7年度県有施設への電気自動車用充電設備導入事業」 仕様書

1. 事業目的

本県は、令和6年3月に「徳島県GX推進計画」を策定し、脱炭素化を加速する重点施策のひとつとして、「ゼロカーボン・ドライブ」を掲げており、県有施設へ電気自動車用充電設備を導入することで、電気自動車（以下、「EV」という。）の利用環境の整備を行うことを目的とする。

2. 事業概要

(1) 事業名

令和7年度県有施設への電気自動車用充電設備導入事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の内容

本事業は、県が所有する施設の駐車場を活用し、EVが利用可能な充電設備（看板、配線等の附帯設備等を含む。以下、「EV充電設備等」という。）を整備する。

なお、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用、撤去に係る一切の費用は、EV充電設備等の設置事業者（以下、「事業者」という。）の負担とする。

ア 事業者は各施設を使用するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。

なお、事業期間中の使用に伴う施設使用料金等は徳島県行政財産使用料条例（昭和39年条例11号）に基づき、事業者が負担すること。

イ 事業者は都市公園にEV充電設備等を設置するにあたり、都市公園法に定める所定の許可を受けること。

なお、事業期間中のEV充電設備等の設置に伴う使用料金等は徳島県都市公園条例（昭和33年条例20号）に基づき、事業者が負担すること。

ウ EV充電設備等の設置場所が国有地又は市町村有地である場合は、当該土地の所有者と調整の上、指定された所定の手続を行うこと。

エ 事業者は、対象施設の駐車場にEV充電設備等を設置すること。なお、設置の際は施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を検討するものとする。

オ 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施するものとする。

カ 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとする。

キ 今後対象施設に太陽光発電設備が導入された場合には、県と協議の上、太陽光発電設備から発電された再エネ電力を調達するよう努めること。

ク 充電設備の種類については、原則普通充電器（出力6kW以上）とするが、施設の特性や立地条件、事業採算性、国の補助金採択の見込み等を踏まえ、急

速充電器（出力50kW以上）の提案をすることも可能とする。

なお、充電時の電力については、原則事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。ただし、新規の電線引込工事が事業採算性や物理的な問題等により困難である場合は、既設の電力設備の運用に支障をきたすことのない範囲で通常引込の提案も可能とするが、その際には新規引込と同様に事業者の負担にて証明用電気計器（子メーター等）を設置して使用量を算出するとともに、電気代についても事業者が負担するものとする。

ヶ 各施設への充電器の設置口数は、原則4口とする。

コ 事業者は設置したEV充電器について、県が実施する「『すだちくんEV Charger』認定制度」の認定を受けること。

3. EV充電設備等を設置する候補施設

別表「対象施設（予定）」のとおり。

4. 本事業の実施期間

(1) 事業期間

協定を締結した日からEV充電設備等の撤去完了日までとする。

(2) 運用開始時期

EV充電設備等の運用を開始する時期は令和8年度中とし、県と事業者との協議により決定するものとする。

(3) 運用期間

運用期間は、EV充電設備等の運用を開始した日から起算して最低8年間とし、運用期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、双方の協議により、運用期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

(4) 運用終了後

事業期間終了後の行政財産の使用期間又は都市公園の占用期間は1年以内とし、その間に設備の撤去工事を完了し、原状回復しなければならない。

5. 本事業の実施に伴う条件等

(1) EV充電設備等の営業時間については、設置する施設の利用時間の範囲内で設定するものとする。

(2) 充電をする際に利用する駐車区画については、設置する施設で開催される行事等により施設利用者が一時的に増える場合は、一般の駐車区画として開放するものとし、運用方法については県や施設の指定管理者と事前に協議を行うものとする。

なお、別表7から10の公園施設においては、一時的に一般の駐車区画として開放することを施設利用者が一目でわかるような掲示を提案すること。

また、別表7から10に設置するEV充電設備等はできる限り公園景観を損なわない意匠とし、都市公園法施行令第16条第1号の規定に基づき、電線はやむを得ない場合を除き、地下に設けることとする。

- (3) EV充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、県は一切の責任を負わない。
- (4) EV充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (5) EV充電設備等の整備にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を県に提出し、県の承諾を得るものとする。
- (6) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に県や施設の指定管理者等と協議を行うものとする。
- (7) 本事業を実施するにあたり、事業者が県との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。
- (8) 事業者は、EV充電設備等の事業期間中に事故や障害等が発生した場合は、速やかに県に連絡した上で対応し、その結果を県に報告しなければならない。また、県や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (9) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV充電設備等の整備及び管理に関する県との合意事項等（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により県又は第三者が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (10) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (11) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (12) 事業者からの企画提案内容が達成できることによる県の損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (13) 事業者は、事業の進行に合わせて、適宜県と協議・打合せを行い、その記録を議事録として作成し、相互に確認したものを県に提出すること。
- (14) 事業者は、設置したEV充電設備等の利用状況を毎年県に報告すること。
- (15) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。
- (16) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事象が発生したときは、県と協議の上、決定する。

別表

対象施設（予定）

No	施設名称	所 在 地	想定される 設置方法
1	徳島県立防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西 165	新規引込
2	徳島県立埋蔵文化財総合センター	板野郡板野町犬伏字平山 86-2	新規引込
3	網干駐車場	鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛 82-100	新規引込
4	鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩字七枚 128	新規引込
5	徳島県立総合福祉センター	徳島市中昭和町 1 丁目 2	新規引込
6	徳島県立工業技術センター	徳島市雜賀町西開 11-2	新規引込
7	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市鳴門町高島字北 679	通常引込
8	徳島県月見が丘海浜公園	板野郡松茂町豊岡字山ノ手 42	通常引込
9	徳島県蔵本公園	徳島市庄町 1 丁目 76-2	新規引込
10	徳島県日峯大神子広域公園	徳島市大原町大神子 7-1	新規引込
11	徳島県運転免許センター	板野郡松茂町満穂字満穂開拓 1-1	新規引込